

第1回 下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議 次第

日時：令和4年4月28日（木）午後7時
会場：下諏訪総合文化センター 2階集会室

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員及び事務局自己紹介 《資料1》
- 5 議事
 - (1) 下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議の目的と役割とスケジュール 《資料2》
 - (2) 下諏訪総合文化センター施設の現況と活動状況について 《資料3》
 - (3) 下諏訪総合文化センターの「目指す姿」について 《資料4》
 - (4) 意見交換
- 6 その他
- 7 閉会

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議委員名簿

No.	氏 名	備 考
1	武 井 周 一	音楽関係者代表
2	濱 三 枝	社会教育団体代表
3	坂 本 真 一	学校関係者代表
4	西 村 厚 志	ホール・設備関係者代表
5	高 木 萬知江	一般公募
6	増 澤 研 一	一般公募
7	吉 田 泰 仁	一般公募
8	野 村 光 夫	一般公募
9	川 村 脩 子	一般公募
10	アドバイザー	
	萩 原 透	長野県公立文化施設協議会

事務局

1	檜 尾 光 洋	教育こども課長
2	岩 波 洋	教育こども課生涯学習係長
3	小 口 太 平	教育こども課生涯学習係 副主幹
4	堀 内 一 真	教育こども課生涯学習係 主査

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議について

教育こども課生涯学習係

1. 本会議の目的

地域住民の文化芸術の振興と福祉の増進を図る拠点施設である下諏訪総合文化センターは、開館から 33 年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる。またホール天井は現行法令に適合しない「既存不適格」であることや、指定避難所として近年頻発している大規模災害に備える機能の向上など、多くの課題がある。

総合文化センターのあり方を見直すに当たり、施設に対してお持ちの、団体活動や一町民として日頃から感じていること、これからの想いなどのご意見をいただくことを通じて、

- ・ どのような運営が必要なのか（運営方針＝理想と達成のための方策）
- ・ どのような施設整備が必要なのか（改修計画）

を協議し、具体策をとりまとめる。

2. 委員構成 <資料 1 参照>

3. 本会議設置の背景

- 平成 24 年度の町実施計画に、保守点検業者の指摘事項の改善を目的とした改修を掲載
- 平成 25 年に一部改正された「建築基準法施行令」第 39 条において、「(天井を含む) 内装材は、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。」(第 1 項)、また「特定天井*の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。」(第 3 項) とされた。
 - * 「特定天井」：脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井で、対象は、6m 超の高さにある、面積 200 m² 超、質量 2kg/m² 超の吊り天井で、人が日常利用場所に設置されているもの。
- 平成 28 年 4 月に策定した「第 2 次行財政経営プラン」において、総合文化センターの改修を平成 32 年度・33 年度に実施する計画をたてる。
- 平成 28 年に発生した熊本地震で、多くの吊り天井を有する施設において天井脱落が起きたことを受け、国土交通省は、「既存建築物に設置されている特定天井で既存不適格となっているものについて、増改築等を行う場合には、特定天井の改修を行い、(建築基準法施行) 令第 39 条第 3 項の規定に適合させなければならない。」、また特に応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設や固定した客席を有する劇場等については、「対策の促進を図る必要がある」との技術的助言を通知。
- 令和 3 年 3 月策定の「町公共施設等総合管理計画 社会教育系施設個別施設計画」、同年 4 月策定の「第 2 次行財政経営プラン 後期改訂版」において、総合文化センターの改修を令和 4 年度・5 年度に実施する計画をたてる。
- 上記計画に基づき、計画年度の改修工事着手に向け、令和 2 年度に「基本設計（下諏訪総合文化センターホール天井脱落防止対策等改修工事に係る事前調査・基本設計業務）」を実施。令和 3 年度には、基本設計を基に改修箇所の設計及び費用の見積りのため、「下諏訪総合文化センター改修に伴う実施設計業務」を実施。13 億 570 万円の経費が報告される。
- 災害復旧に係る事業や、その他予定されている大型事業による財政面での危惧があること、昨今の資材等の供給不足、また人手不足など不安定な要素が多いこと、何よりも施設のあり方自体の考え方の精査が不十分であることから、本会議の場を設置し、あり方を協議することとし、検討に伴い、改修着工を 1 年先送りすることとした。

4. 会議スケジュールと検討内容（予定）

(1) スケジュール

	R3年度		令和4年度												
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
改修にかかる「検討会」（10回を予定）															
ア 現状把握と施設の必要性															
イ 「運営方針」															
a. 目指す姿【理念】協議															
b. 課題の洗出し															
c. 必要な活動【達成するための方策】協議															
d. 運営方針とりまとめ															
ウ 「改修計画」															
a. 改修の方向性協議															
b. 必要な改修協議															
c. 改修計画とりまとめ															
○ 中間報告															
エ 「年次改修・更新計画」															
○ 最終報告															

(2) 検討内容とテーマ

- ① 第1回 令和4年4月28日（木） 午後7時から 総合文化センター集会室
 テーマ：「現状把握と施設の必要性」
 議 題：検討の目的と会議スケジュールの説明
 施設の現況と活動状況及び設置目的の説明
 総合文化センターの現在における課題と将来に向かいどのような役割を
 求めるのかについて意見交換
 次回予定：「〇〇のために改修が必要」、または「〇〇で代えられることから改修は
 不要」など、「施設の要否」についてご意見をお聞かせください。
- ② 第2回 令和4年5月中旬
 テーマ：「施設の必要性」
 議 題：施設の現状確認（施設見学）
 委員から提出された「施設の要否」の報告（発表）
 「施設の要否」を踏まえ、これからどのような「目標」（理念）に向かい
 運営していくかについて意見交換
 次回予定：将来に向かって目指す「目標」（理念）についてご意見をお聞かせくだ
 さい。
- ③ 第3回 令和4年6月上旬
 テーマ：「目指す目標【理念】」
 議 題：委員から提出された「目標」（理念）を報告（発表）
 町から委員の意見を踏まえまとめた「目指す目標【理念】（案）」を提示、
 説明
 「目指す目標【理念】（案）」について協議、取りまとめ
 取りまとめた「目指す目標【理念】」の達成のためには、どのような活動
 が必要かについて意見交換
 次回予定：「必要な活動【達成するための方策】」についてご意見をお聞かせくだ
 さい。

④ 第4回 令和4年6月下旬

テーマ：「必要な活動【達成するための方策】」

議題：委員から提出された「必要な活動【達成するための方策】」の報告（発表）
町から、委員の意見を踏まえてまとめた「必要な活動【達成するための方策】（案）」を提示、説明

「必要な活動【達成するための方策】（案）」について協議、取りまとめ

※視察（予定）：木曽文化公園文化ホール

どのように「運営方針」を練り上げ、「改修計画」に結び付けていったのかについて、検討会における検討経過の説明を受けた後、実際の工事現場の視察を通じて、改修の内容と必要性を確認し、検討の1年後の姿をイメージしていただく。

⑤ 第5回 令和4年7月上旬

テーマ：「運営方針」

議題：町から、委員の意見を踏まえてまとめた「運営方針（案）」を提示、説明
視察を踏まえ、「運営方針」に追加した方がよいと思われる項目や内容等について意見交換

「運営方針（案）」について協議、とりまとめ

町が実施した「基本設計」と「実施設計」及び保守点検業者による業務報告書を基に、劣化状況と改修が必要な箇所等の説明

取りまとめた「運営方針」及び「基本設計」「実施設計」を踏まえ、どのように改修を行っていけばよいのかについて、その「方向性」を意見交換

次回予定：「改修の方向性」についてご意見をお聞かせください。

⑥ 第6回 令和4年7月下旬

テーマ：「改修の方向性」

議題：委員から提出された「改修の方向性」の報告（発表）

町から、委員の意見を踏まえてまとめた「改修の方向性（案）」を提示、説明

「改修の方向性（案）」について協議、取りまとめ

取りまとめた「改修の方向性」を踏まえ、どこを、どのような改修が必要なのかについて、「改修箇所等の洗出しと処置」の意見交換

次回予定：「改修箇所の洗出しと処置」についてご意見をお聞かせください。

⑦ 第7回 令和4年8月中旬

テーマ：「必要な改修」

議題：委員から提出された「改修箇所の洗出しと処置」の報告（発表）

町から、委員の意見を踏まえてまとめた「具体的な改修の箇所と内容(案)」を提示、説明

「具体的な改修の箇所と内容（案）」について協議、取りまとめ

とりまとめた「具体的な改修の箇所と内容」の優先付について、意見交換

次回予定：「具体的な改修の箇所と内容」の優先付けについてご意見をお聞かせください。

⑧ 第8回 令和4年9月上旬

テーマ：「改修計画」

議題：委員から提出された「具体的な改修の箇所と内容」の優先付について報告

(発表)

町から、委員の意見を踏まえてまとめた「改修計画(案)」を提示、説明
「改修計画(案)」について協議、取りまとめ

(理事者へ「運営方針」と「改修計画」を中間報告) → 町実施計画に反映

⑨ 第9回 令和4年10月上旬

テーマ:「改修後の年次改修・更新計画」

議題:「運営方針」と「改修計画」を理事者に中間報告したことを報告

「具体的な改修箇所と内容」を基に、今後必要な改修と定期的な更新について、次期大規模改修までに行うものと大規模改修時に行うものに分別し、また定期的に行っていくものを選別し、項目立てと目標とする時期の設定について協議。

次回予定:「年次改修・更新計画」についてご意見をお聞かせください。

⑩ 第10回 令和4年10月中旬

テーマ:「まとめ」

議題:委員から提出された「年次改修・更新計画」の報告(発表)

委員からの意見を踏まえ、町がまとめた「年次改修・更新計画(案)」を提示、説明

「年次改修・更新計画(案)」について協議、取りまとめ

「運営方針」、「年次改修計画」及び「年次改修・更新計画」の完成報告

(理事者へ「運営方針」、「年次改修計画」及び「年次改修・更新計画」を最終報告)

→ 予算に反映

第1 下諏訪総合文化センター施設の現況と活動状況について

1. 所管系の概要

- 所 管：教育こども課 生涯学習係
- 係の事務分掌：生涯学習に関すること
人権教育に関すること
社会教育委員会に関すること
総合文化センターの維持管理及び運営に関すること
文化センターホールに関すること
文化センター事業に関すること
公民館に関すること
勤労青少年ホームに関すること
- 職員数と分担：正規職員5名 会計年度任用職員2名（教育支援員）
社会教育・生涯学習担当 3人工（人権、加-ｽﾞｱｯ社会教育部分編集含む）
文化センター担当 1.5人工（株）メディック常駐派遣2名
公民館担当 1.5人工
勤労青少年ホーム担当 1人工

2. 総合文化センター施設の概要

(1) 建物

- 構造・延床面積：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造）3階建 5,978㎡
開館・工期等：着工 昭和62年9月1日 竣工 昭和63年12月27日 開館 平成元年4月
事業費 19億5千万円
- 駐車場 120台、駐輪場 200台
- 下諏訪総合文化センター平面図 《資料3 P.4参照》

(2) 文化センターホール

- やまびこホール（大ホール）
クラシック音楽を主目的とする多目的ホール
席 数：700席（内車椅子席10席・難聴者席18席）
プロセニアム*1：間口16.0m 高さ7.9m 奥行11.5m *1：客席と舞台との境の開口部
舞台設備・備品：緞帳、絞り緞帳、音響反射板、映写スクリーン、松羽目、オーケストラ台、所作台、バトンほか
16mm映写機1台、フルコンサートピアノ2台（ベーゼンドルファー[モデル290]、ヤマハCFⅢ）
音響設備：調整室、調整卓
残響時間：1.6秒（空席時音響反射板使用時）
照明設備：119回路
その他：楽屋5室（個室2室、相部屋3室）、リハーサル室（ピアノ1台[ヤマハG3BP]、ダンスバー）
- あすなろホール（小ホール）
スタジオ的要素を持った多目的ホール
席 数：300席（全席可動 内電動可動椅子120席）
プロセニアム：間口11.5m 高さ5.0m 奥行4.5m（可動ステージ8.7m）
舞台設備・備品：引割緞帳、音響反射板（天反）、バトンほか
音響設備：調整卓
残響時間：1.3秒（空席時）
照明設備：36回路

(3) 公民館

会議室2室、工作学習室、視聴覚室、学習室、着付室（和室付随）、幼児室、展示コーナー

(4) 勤労青少年ホーム

和室2室、集会室（3室）、講習室、軽体育室、料理実習室、音楽室（ピアノ1台[ヤマハMX100RP]）

3. 文化センターホールの現況

(1) 住民満足度調査結果（令和元年度）

対象：無作為抽出した15歳以上（平成16年4月1日以前生まれ）の町民1,000人
調査期間：令和元年9月20日～10月18日

回収状況：回収数382人 回収率38.2%〔前回(H29)：389人 38.9%〕

Q 下諏訪町での生活において、全51項目の中から、①満足している・充実している、②不満を感じる・不足している、③今後重要になる、と思うものを5つ選択

A 総合文化センターの事業・利用 ①満足・充実 5.24%（20番目）〔前回2.83% 24番目〕
②不満・不足 2.09%（37番目）〔前回3.08% 27番目〕
③今後重要 1.83%（39番目）〔前回0.77% 50番目〕

(2) これまでに改修を計画した箇所

ア 「基本設計」における改修計画概要・施設概要及び工事費概算書 ≪資料3別紙P.1-2 参照≫

イ 「実施設計」における工事概要≪資料3別紙P.3-7 参照≫ 及び積算額≪下記≫

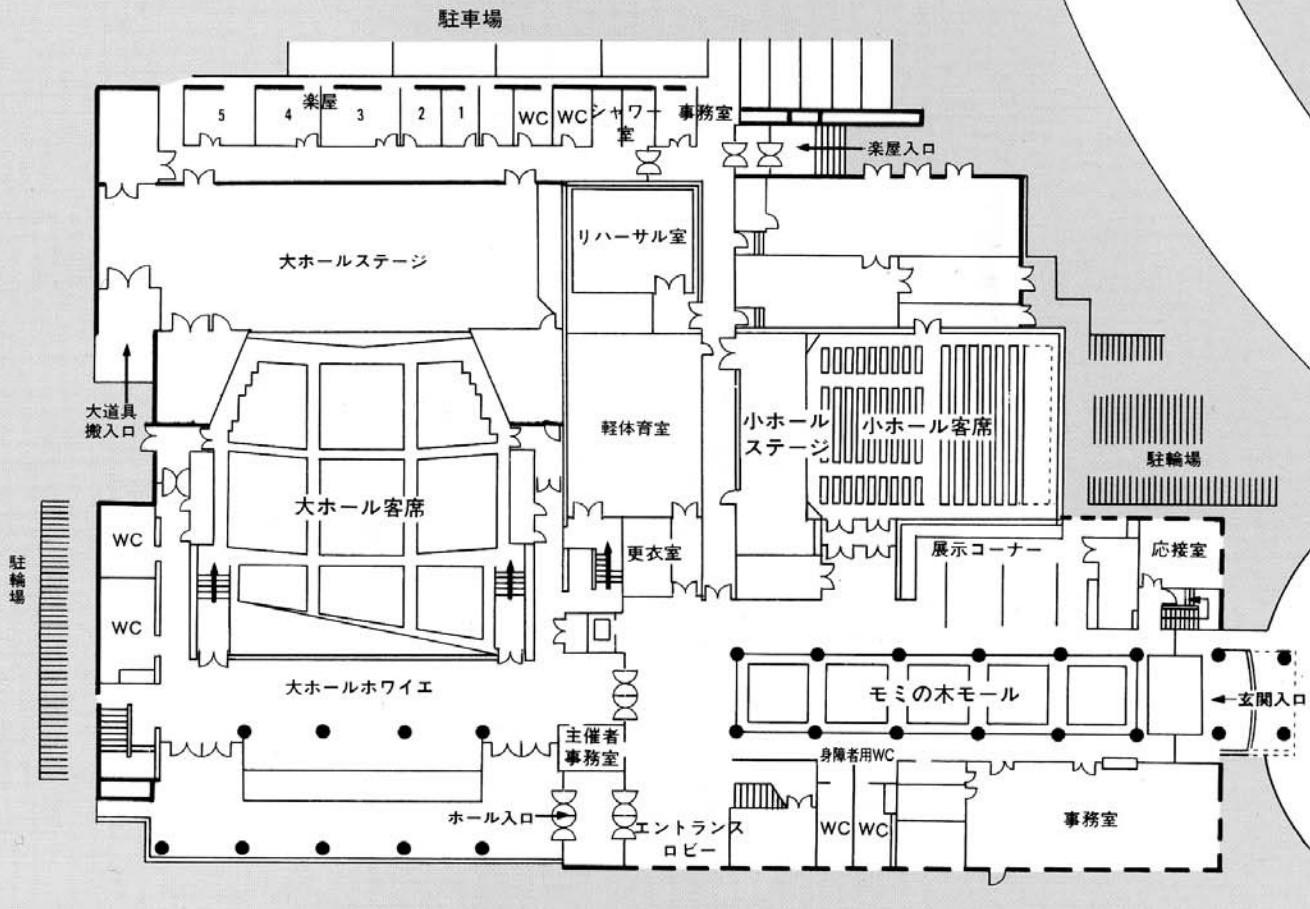
工 事 項 目		実施設計積算額	内 訳
1. 建築改修工事		214,118,319 円	
	ホール天井脱落防止対策工事	108,238,663 円	
①	大ホール		96,671,961 円
②	小ホール		11,566,702 円
	客席椅子改修工事	34,819,000 円	
①	大ホール		26,660,000 円
②	小ホール		8,159,000 円
	トイレ改修工事	31,971,368 円	
①	モミの木モール		13,027,729 円
②	大ホール		14,718,783 円
③	楽屋		4,224,856 円
	雨漏り改修工事	5,930,620 円	
	空調設備改修工事（建築工事）	31,351,723 円	
	発電機室まわり改修工事（建築工事）	1,806,945 円	
2. 電気設備工事		496,631,188 円	
	天井改修工事	32,071,663 円	
①	大ホール		16,409,204 円
②	小ホール		15,662,459 円
	舞台照明設備工事	218,000,000 円	
	舞台音響設備工事	90,000,000 円	
	空調設備改修工事	37,748,540 円	
	トイレ改修工事	10,438,408 円	
	受変電設備	50,727,992 円	
	発電機設備	45,946,600 円	
	弱電設備更新工事	11,697,985 円	
3. 機械設備工事		301,460,690 円	
共通費		174,789,803 円	

	共通仮設費	34,137,572 円	
	現場管理費	57,712,103 円	
	一般管理費等	82,940,128 円	
合計			1,305,700,000 円
	内税額分		118,700,000 円

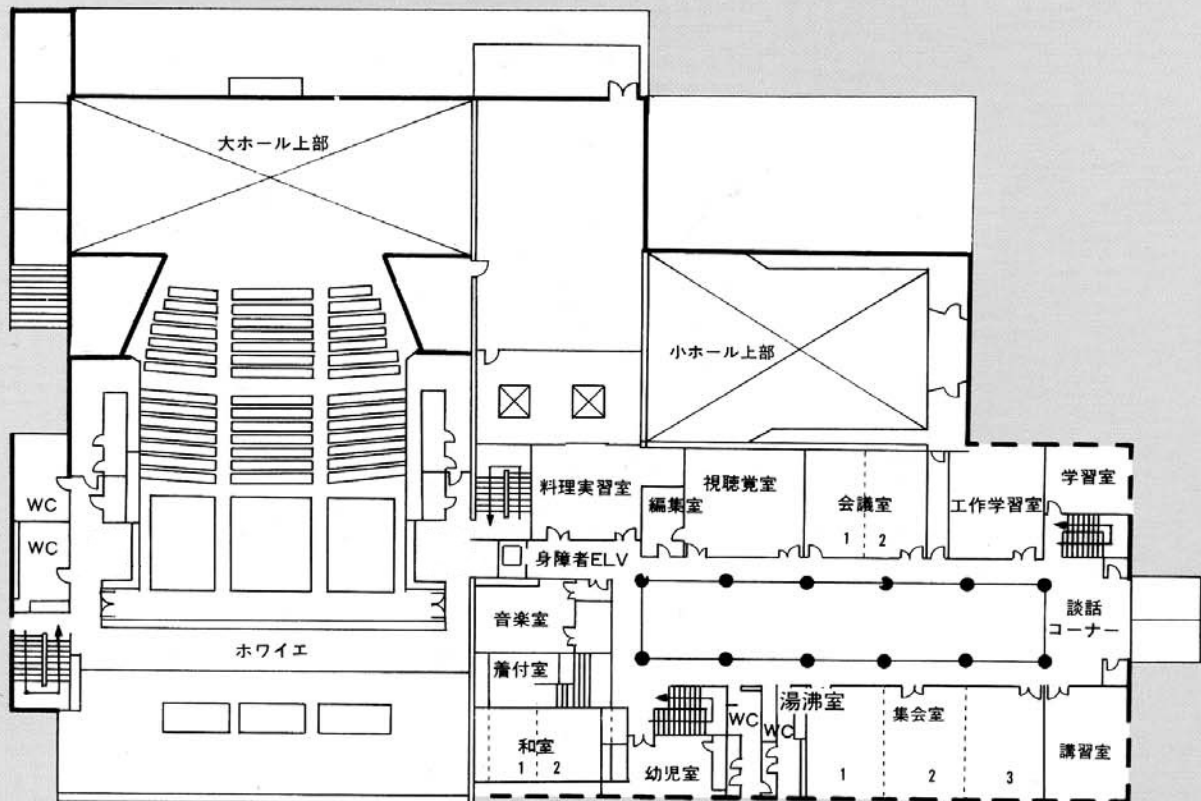
4. 事業活動の状況

- (1) 近隣文化ホールの使用料金比較（令和4年4月25日時点）　《資料3 P.5参照》
- (2) 年度別の使用状況　《資料3 P.6-7参照》
- (3) 年度別の主な利用等団体（平成20年度以降）　《資料3 P.8-10参照》
- (4) 年度別の主な自主事業実績　《資料3 P.11-17参照》

第1-2 (1) 下諏訪総合文化センター平面図



1 階 平 面 図



2 階 平 面 図

第1-4 (2) 年度別の使用状況

ア 大ホール

◆ 利用件数別

年度	開館 日数A (日)	総件数 B (件)	件数内訳<使用目的別> (件)						総利用 者数C (人)	利用者数内訳 (人)		使用料額D (備品含) (円)	稼働率 B/A (%)	1件当り 人数C/B (人/件)
			音楽	演劇	芸能	映画	大会	その他*		主催等	観客			
R03年度	250	41	22	4	7	0	5	3	8,227	2,332	5,895	2,694,150	16.4	200.7
R02年度	252	31	16	9	1	3	1	1	7,890	1,890	6,000	2,482,350	12.3	254.5
R元年度	259	45	22	6	3	2	8	4	20,545	2,720	17,825	3,997,100	17.4	456.6
H30年度	255	61	30	4	2	3	5	17	27,606	4,041	23,565	4,560,325	23.9	452.6
H29年度	252	63	37	5	5	2	9	5	26,250	4,640	21,610	5,333,825	25.0	416.7
H28年度	248	50	24	5	4	1	8	8	21,012	4,026	16,986	4,022,325	20.2	420.2
H27年度	259	66	39	6	7	2	9	3	29,279	6,233	23,046	5,726,900	25.5	443.6
H26年度	250	67	39	2	2	3	5	16	37,957	12,163	25,794	5,123,775	26.8	566.5
H25年度	247	50	33	5	6	1	4	1	22,869	6,568	16,301	4,469,430	20.2	457.4
H24年度	247	78	50	7	7	0	12	2	30,677	8,297	22,380	5,780,460	31.6	393.3
H23年度	250	85	64	4	4	0	10	3	34,486	9,636	24,850	5,985,250	34.0	405.7
H22年度	236	66	37	4	8	0	8	9	28,800	4,559	24,241	5,054,400	28.0	436.4
H21年度	242	71	48	9	1	0	13	0	28,199			6,068,050		397.2
H20年度		59	28	5	1	0	11	14	30,128			4,564,950		510.6
H19年度		112	63	10	3	3	8	25	28,998			6,456,900		258.9
H18年度		111	59	4	3	2	13	30	29,203			5,959,550		263.1
H17年度		108	71	4	7	3	12	11	30,012			6,157,400		277.9
H16年度		112	70	10	4	3	11	14	30,098			6,428,500		268.7
H15年度		127	69	12	10	3	20	13	36,626			7,609,250		288.4
H14年度		93	60	6	6	5	13	3	29,657			5,053,820		318.9
H13年度		111	60	6	6	6	15	18	33,393			5,562,600		300.8
H12年度		107	59	6	7	7	14	14	35,475			6,004,800		331.5
H11年度		118	79	5	0	7	17	10	36,338			6,012,500		308.0
H10年度		99	59	8	4	5	19	4	28,005			5,262,800		282.9
H09年度		97	60	7	6	4	16	4	28,122			4,858,850		289.9
H08年度		101	63	3	5	4	21	5	33,328			5,216,850		330.0
H07年度		103	61	6	13	3	16	4	34,692			6,804,350		336.8
H06年度		99	58	2	9	4	23	3	32,669			6,526,750		330.0
H05年度		102	56	3	4	4	31	4	35,766			4,760,740		350.7
H04年度		95	54	1	11	4	23	2	32,977			5,460,750		347.1
H03年度		104	63	2	6	8	20	5	39,452			6,050,200		379.4
H02年度		106	62	3	1	6	28	6	39,225			6,500,590		370.1
H元年度		90	57	3	4	3	21	2	37,784			5,850,230		419.8

* 「その他」は、説明会、講座、展示等

※ その月において、準備を含め複数日の利用であっても、同じ団体であれば1件とカウント（月毎の積上げ）

※ 自主事業を含む

※ 社会教育団体や学校関係が利用する場合は使用料を減免（入場料を徴収する場合は減免適用なし）

◆ 利用日数別

年度	開館 日数A (日)	使用 日数B (日)	稼働率 B/A (%)
R03年度	250	59	23.6
R02年度	252	50	19.8
R元年度	259	72	27.8
H30年度	255	99	38.8
H29年度	252	101	40.1
H28年度	248	88	35.5
H27年度	259	102	39.4
H26年度	250	89	35.6
H25年度	247	79	32.0
H24年度	247	111	44.9
H23年度	250	127	50.8
H22年度	236	106	44.9

※ 統計上、時間帯別（午前・午後・夜間）の集計はしていない。

第1-4 (2) 年度別

イ 小ホール

◆ 利用件数別

年度	開館 日数A (日)	総件数 B (件)	件数内訳<使用目的別> (件)						総利用 者数C (人)	利用者数内訳 (人)		使用料額D (備品含) (円)	稼働率 B/A (%)	1件当り 人数C/B (人/件)
			音楽	演劇	芸能	映画	大会	その他*		主催等	観客			
R03年度	250	58	23	3	1	0	18	13	3,712	1,041	2,671	628,650	23.2	64.00
R02年度	252	49	18	10	2	0	16	3	4,061	1,084	2,977	759,600	19.4	82.88
R元年度	259	84	34	3	3	0	24	20	12,165	3,199	8,966	1,245,260	32.4	144.82
H30年度	255	105	39	2	4	0	12	48	19,769	4,116	15,653	1,515,420	41.2	188.28
H29年度	252	107	32	3	1	0	42	29	13,571	3,080	10,491	1,390,260	42.5	126.83
H28年度	248	99	29	3	0	0	36	31	18,145	3,169	14,976	1,602,390	39.9	183.28
H27年度	259	104	36	6	1	1	40	20	19,229	4,374	14,855	1,773,150	40.2	184.89
H26年度	250	97	24	4	5	0	20	44	19,106	7,750	11,356	1,589,450	38.8	196.97
H25年度	247	80	28	4	1	3	23	21	11,587	3,739	7,848	1,491,500	32.4	144.84
H24年度	247	93	34	4	2	3	23	27	14,778	3,960	10,818	1,402,050	37.7	158.90
H23年度	250	98	48	4	5	1	25	15	16,364	4,014	12,350	1,767,800	39.2	166.98
H22年度	236	82	25	4	4	1	27	21	12,433	2,217	10,216	1,410,180	34.8	151.62
H21年度	242	88	31	8	0	1	42	6	13,299			1,935,630		151.13
H20年度		82	34	7	0	1	29	11	10,697			1,710,450		130.45
H19年度		115	26	4	0	2	40	43	13,371			1,518,450		116.27
H18年度		123	20	7	2	1	46	47	15,943			1,763,000		129.62
H17年度		134	29	6	3	2	56	38	16,097			1,953,450		120.13
H16年度		122	28	3	2	2	50	37	16,272			1,896,350		133.38
H15年度		117	40	5	2	2	50	18	13,367			2,031,050		114.25
H14年度		102	29	10	2	1	44	16	14,489			1,726,200		142.05
H13年度		99	22	5	0	2	28	42	11,614			1,774,900		117.31
H12年度		106	24	3	4	0	32	43	12,891			2,098,760		121.61
H11年度		108	33	5	1	0	30	39	12,571			2,175,460		116.40
H10年度		84	40	2	2	1	25	14	10,532			1,792,480		125.38
H09年度		78	37	4	0	2	26	9	11,025			1,551,070		141.35
H08年度		103	46	9	2	1	28	17	18,957			2,572,740		184.05
H07年度		99	43	12	1	4	29	10	12,866			2,248,400		129.96
H06年度		85	25	15	4	2	20	19	13,659			2,180,400		160.69
H05年度		87	38	6	4	0	28	11	14,862			1,945,180		170.83
H04年度		113	48	11	1	3	39	11	19,730			2,971,320		174.60
H03年度		121	35	7	2	3	37	37	26,788			2,734,230		221.39
H02年度		120	34	12	1	3	41	29	24,893			2,473,750		207.44
H元年度		115	42	4	3	4	42	20	20,081			2,427,746		174.62

* 「その他」は、説明会、講座、展示等

※ その月において、準備を含め複数日の利用であっても、同じ団体であれば1件とカウント（月毎の積上げ）

※ 自主事業を含む

※ 社会教育団体や学校関係が利用する場合は使用料を減免（入場料を徴収する場合は減免適用なし）

◆ 利用日数別

年度	開館 日数A (日)	使用 日数B (日)	稼働率 B/A (%)
R03年度	250	68	27.2
R02年度	252	67	26.6
R元年度	259	114	44.0
H30年度	255	139	54.5
H29年度	252	147	58.3
H28年度	248	151	60.9
H27年度	259	135	52.1
H26年度	250	118	47.2
H25年度	247	104	42.1
H24年度	247	120	48.6
H23年度	250	137	54.8
H22年度	236	105	44.5

※ 統計上、時間帯別（午前・午後・夜間）の集計はしていない。

(4)年度別の主な自主事業実績

年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度
ジャンル					
音楽	H元.4.2 新ヴィヴァルディ合奏 団演奏会 観客数555人	H2.6.20 アンドレアス・ブラウ & 吉野直子コンサート 観客数447人	H3.7.1 藤原真理 & 清水和音 デュオ・リサイタル 観客数219人	H4.7.2 仲道郁代ピアノ・リサイ タル 観客数375人	H5.6.26 新日本フィルハーモ ニー交響楽団公演 観客数648人
	H元.4.15 前橋汀子・園田高弘 デュオコンサート 観客数590人	H2.9.6 ウィーン・アカデミー・ア ンサンブル演奏会 観客数430人	H3.8.11 ブルガリア国立ボード ラ・スミアーナ青少年女 合唱団 観客数364人	H4.9.21 イタリア合奏団公演 観客数398人	H5.9.25 エンパイヤ・プラス公演 観客数518人
	H元.4.23 諏訪交響楽団特別演 奏会 観客数425人	H3.1.20 鮫島有美子「日本のう た」コンサート 観客数707人	H3.11.21 ミュンヘンデュオ 観客数272人	H4.11.28 常田富士男 & 京フィル 「夢いっばいコンサ ート」 観客数1,036人	H5.8.7 第4回新人演奏会 観客数238人 出演者数10人
	H元.5.16(2回公演) 二期会合唱団演奏会 観客数1,261人	H3.2.23 天満敦子 & 田村宏デュ オ・コンサート 観客数166人	H3.12.8 ケヴィン・ケナーピノ リサイタル 観客数656人	H4.8.8 第3回新人演奏会 観客数204人 出演者数8人	H5.6.6 南こうせつコンサート 観客数708人
	H元.7.14 シュトゥットガルトユー ゲンオーケストラ演奏 会 観客数392人	H2.8.12 第1回新人演奏会 観客数350人 出演者数11人	H3.8.25 第2回新人演奏会 観客数136人 出演者数6人	H4.5.29 宗次郎コンサート 観客数655人	
	H元.10.20 県民芸術劇場ベルリ ン・カメラータ・ムジカ合 奏団演奏会 観客数362人	H2.4.21 イルカコンサート 観客数700人	H3.4.15 柳ジョージコンサート 観客数575人		
	H元.4.25 ボニージャックスふれ あいコンサート 観客数303人		H4.3.20 舟木一夫ON STAGE 観客数1,330人		
	H2.1.21 芹洋子コンサート 観客数671人		H4.2.1 加古隆ソロ・コンサ ート 観客数238人		
H元.8.30 東京混声合唱団演奏 会					
演劇	H元.9.30(2回公演) 劇団童夢公演「泣いた 赤おに」 観客数902人	H2.11.18 劇団俳優座公演「季節 はずれの長屋の花見」 観客数414人			H5.12.11(2回公演) 日中合作大型人形劇 「三國志Ⅱ」 観客数1,084人
	H元.6.11(2回公演) 民謡ふるさとまつり 観客数935人	H2.12.21 桂枝雀独演会 観客数628人	H3.9.21 文化庁移動芸術祭邦 舞公演 日本舞踊 観客数281人	H5.2.13 桂文珍独演会 観客数471人	
				H5.1.23 小松原庸子スペイン舞 踊団公演 観客数552人	
映画会	H2.1.28 冬休み子供映画会 ・魔女の宅急便 ・ドラえもん 740人	H2.4.1 開館1周年記念映画大 会 ・ガンバと7匹の仲間 ・がんばれ、たえちゃん 観客数721人	H3.8.4 夏休み子供映画会 ・ドラえもん ・ドラミちゃん 観客数170人	H4.8.23 子供映画会 ・ドラゴンボール ・ドラえもん 観客数304人	H5.9.5 親子映画会 ・ゴジラ ・Dr.スランプ アラレちゃん ・ドラゴンボール
		H2.8.5 夏休み子供映画会 ・アンパンマン ・ドラゴンボール 観客数345人	H4.2.9 冬休み子供映画会 ・ゴジラ ・ちびまる子ちゃん 観客数794人	H5.1.31 冬休み子供映画会 ・ドラゴンボール ・紅の豚 観客数249人	H6.2.6 親子映画会 ・ドラえもん ・クレヨンしんちゃん 観客数242人
		H3.1.27 冬休み子供映画会 ・ドラえもん ・ドラゴンボール 観客数818人			

(4)年毎

年度 ジャン	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
音楽	H6.11.5 チェコ・フィルハーモ ニー室内合奏団 観客数387人	H8.3.2 オーケストラ・アンサン ブル金沢 観客数338人	H8.12.14 常田富士男と京フィル の絵本のような音楽会 観客数851人	H9.5.31 エヴァ・ボウウォツァ& チェコ・フィルハーモ ニー八重奏団 観客数210人	
	H6.8.7 第5回新人演奏会 観客数406人 出演者数16人	H7.8.6 第6回新人演奏会 観客数262人 出演者数11人	H8.8.11 第7回新人演奏会 観客数258人 出演者数10人	H9.8.10 第8回新人演奏会 観客数125人 出演者数5人	H10.8.9 第9回新人演奏会 観客数197人 出演者数6人
		H7.12.3 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数データなしにより 不明	H8.12.7 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数データなしにより 不明	H9.11.21 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数データなしにより 不明	H10.11.20 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数900人
	H6.5.15 河島英五コンサート 観客数405人	H7.5.21 財津和夫コンサート 観客数693人	H8.5.19 五木ひろしアコース ティックコンサート 観客数664人	H10.1.18 谷村有美コンサート 観客数507人	H10.12.5 小原孝ピアノリサイタル 観客数361人
			H9.3.15 世良譲トリオ & CHIKA JAZZ CONCERT 観客数195人	H9.9.28 '97長野県民芸術祭 県 民コンサート 観客数716人	
演劇	H6.6.9(2回公演) 新制作座公演「泥かぶ ら」 観客数918人				
芸能		H8.1.28 南信の伝統芸能 人形 浄瑠璃「今田人形」 観客数242人	H9.2.2 南信の伝統芸能 人形 浄瑠璃「早稲田人形」 観客数158人	H10.2.1 南信の伝統芸能 人形 浄瑠璃「黒田人形」 観客数95人	H11.1.31 南信の伝統芸能 人形 浄瑠璃「古田人形芝 居」 観客数153人
				H10.3.15 林家木久蔵独演会 観客数329人	H10.7.11 雅楽(天理大学雅楽 部) 観客数206人
映画会	H6.8.28 親子映画会 ・セーラームーン ・クレヨンしんちゃん 観客数325人	H7.7.16 親子映画会 ・ガメラ ・ドラえもん 観客数263人	H8.9.1 親子映画会 ・ドラえもん ・セーラームーン 観客数242人	H9.9.15 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数516人	H10.9.15 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数434人
	H7.1.29 親子映画会 ・平成狸合戦ぽんぽこ ・幽遊白書 観客数237人	H8.2.25 親子映画会 ・ゴジラ 観客数312人	H9.2.23 親子映画会 ・モスラ ・地獄先生ぬ〜べ〜 ・ゲゲゲの鬼太郎 観客数532人	H10.2.21 親子映画会 ・クレヨンしんちゃん ・金田一少年の事件簿 観客数353人	H11.2.28 親子映画会 ・モスラ3 ・踊る大捜査線 観客数416人

(4)年毎

年度 ジャン	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
音楽	H11.5.14-5.16 北欧音楽祭すわ'99	H12.11.3-11.5 北欧音楽祭すわ2000	H13.11.2-11.4 北欧音楽祭すわ2001	H14.11.2-11.4 北欧音楽祭すわ2002	H15.7.19-7.21,7.26 北欧音楽祭すわ2003
	H11.8.8 第10回新人演奏会 観客数112人 出演者数5人	H12.8.6 第11回新人演奏会 観客数176人 出演者数5人	H13.8.5 第12回新人演奏会 観客数156人 出演者数9人	H14.8.4 第13回新人演奏会 観客数142人 出演者数5人	H15.8.10 第14回新人演奏会 観客数160人 出演者数10人
	H11.11.29 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数700人	H12.11.16 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数1,400人	H13.11.15 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数900人	H14.11.14 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数1,200人	H15.11.14 下諏訪町学校音楽交 歓会 観客数900人
	H11.6.18 堀内孝雄リサイタルツ アー 観客数653人	H13.2.16 由紀さおり・安田祥子 童謡コンサート 観客数661人	H13.11.21 中村雅俊コンサート 観客数643人	H15.2.14 研ナオコ コンサート 観客数614人	H16.3.10 夏川りみコンサート 観客数671人
演劇					
芸能				H15.3.21 宝くじ文化公演 吉本バ ラエティショー 観客数データなしにより 不明	
映画会	H11.9.15 親子映画会 ・バグズライフ ・ドラえもん 観客数351人	H12.9.15 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数370人	H13.9.16 親子映画会 ・名探偵コナン ・クレヨンしんちゃん 観客数327人	H14.9.16 親子映画会 ・名探偵コナン ・ナースのお仕事 観客数データなしにより 不明	H15.9.14 親子映画会 ・名探偵コナン ・クレヨンしんちゃん 観客数データなしにより 不明
	H12.2.27 親子映画会 ・ゴジラ ・ポケットモンスター 観客数287人	H13.2.25 親子映画会 ・ダイナソー 観客数247人	H14.2.24 親子映画会 ・ゴジラ ・とっとこハム太郎 観客数179人	H15.2.23 親子映画会 ・とっとこハム太郎 ・仔犬ダンの物語 ・ゴジラ 観客数データなしにより 不明	H16.2.8 親子映画会 ・あたしんち ・ポケットモンスター 観客数データなしにより 不明

(4)年毎

年度 ジャン	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
音楽	H16.10.22-10.25 北欧音楽祭すわ2004	H17.10.8-10.10,12.18 北欧音楽祭すわ2005	H18.10.7-10.9,11.3 北欧音楽祭すわ2006	H19.10.6-10.8 北欧音楽祭すわ2007	H20.10.11-10.13 北欧音楽祭すわ2008
	H16.6.18 Kiroroコンサート 観客数659人	H17.10.22 加藤登紀子コンサート 観客数666人	H18.7.9 小椋佳「歌談の会」 観客数667人		
演劇				H19.7.1 '07しもすわ人形劇まつり 観客数データなしにより	H20.7.6 '08しもすわ人形劇まつり 観客数240人
芸能				H19.7.29 爆笑バラエティショー in しもすわ 観客数データなしにより 不明?	
映画会	H16.9.12 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数データなしにより 不明	H17.9.11 親子映画会 ・クレヨンしんちゃん ・名探偵コナン 観客数データなしにより 不明	H18.9.10 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数データなしにより 不明	H19.9.9 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数データなしにより 不明	H20.9.7 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数239人
	H17.2.6 親子映画会 ・クレヨンしんちゃん ・ポケットモンスター 観客数データなしにより 不明	H18.2.12 親子映画会 ・チャーリーとチョコレート 工場 観客数データなしにより 不明	H19.2.18 親子映画会 ・ポケットモンスター ・ウルトラマンメビウス 観客数データなしにより 不明	H20.2.17 親子映画会 ・クレヨンしんちゃん ・ポケットモンスター 観客数データなしにより 不明	H21.2.15 親子映画会 ・クレヨンしんちゃん ・花より男子 観客数199人

(4)年別

年度 ジャン	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
音楽	H21.10.10-10.12 北欧音楽祭すわ2009	H22.10.9-10.11,10.25 北欧音楽祭すわ2010	H23.10.8-10.10 北欧音楽祭すわ2011	H24.10.6-10.8 北欧音楽祭すわ2012	H25.10.12-10.14 北欧音楽祭すわ2013
演劇	H21.7.4-5 '09しもすわ人形劇まつり 観客数290人	H22.7.3-4 '10しもすわ人形劇まつり 観客数428人	H23.7.2-3 '11しもすわ人形劇まつり 観客数567人	H24.7.7-8 '12しもすわ人形劇まつり 観客数356人	H25.7.7 '13しもすわ人形劇まつり 観客数255人
芸能					
映画会	H21.9.6 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数215人	H22.9.5 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数215人	H23.9.4 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数246人	H24.9.9 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数281人	H25.9.9 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数281人
	H22.2.14 親子映画会 ・ポケットモンスター ・NARUTO疾風伝 観客数146人	H23.2.13 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数134人	H24.2.12 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数210人	H25.2.17 親子映画会 ・仮面ライダーフォーゼ ・特命戦隊ゴーバスターズ ・スマイルプリキュア 観客数238人	H26.2.16 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数137人

(4)年別

年度 ジャン	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
音楽	H26.10.11-10.13 北欧音楽祭すわ2014	H27.10.10-10.12 北欧音楽祭すわ2015	H28.10.8-10.10 北欧音楽祭すわ2016	H29.10.7-10.9 北欧音楽祭すわ2017	H30.10.6-10.8 北欧音楽祭すわ2018
演劇	H26.7.5-6 '14しもすわ人形劇まつり 観客数306人	H27.7.4-5 '15しもすわ人形劇まつり 観客数267人	H28.7.2-3 '16しもすわ人形劇まつり 観客数380人	H29.7.8-9 '17しもすわ人形劇まつり 観客数422人	H30.7.7-8 '18しもすわ人形劇まつり 観客数331人
芸能					
映画会	H26.9.7 親子映画会 ・クレヨンしんちゃん ・名探偵コナン 観客数182人	H27.9.6 親子映画会 ・妖怪ウォッチ ・名探偵コナン 観客数192人	H28.9.4 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数145人	H29.9.3 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数189人	H30.9.2 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数232人
	H27.2.? 親子映画会 データなしにより不明	H28.2.7 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数139人	H29.2.5 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数135人	H30.2.4 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数136人	H31.2.3 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数144人

第1-4

(4)年別

年度 ジャン	令和元年度	令和2年度	令和3年度
音楽	R01.10.12-10.14 北欧音楽祭すわ2019	R02.10.10-10.11 北欧音楽祭すわ2020 新型コロナウイルス感 染拡大防止のため中 止。その後事業終了	
演劇	R元.7.6-7 '19しもすわ人形劇まつり 観客数373人	新コロ中止 '20しもすわ人形劇まつり 観客数	R3.7.3-4 '21しもすわ人形劇まつり 観客数159人
芸能			
映画会	R元.9.1 親子映画会 ・ドラえもん ・名探偵コナン 観客数246人	R2.9.6 親子映画会 ・妖怪ウォッチ 観客数31人	新コロ中止 親子映画会 観客数
	R2.2.2 親子映画会 ・ポケットモンスター ・クレヨンしんちゃん 観客数146人	新コロ中止 親子映画会 観客数	新コロ中止 親子映画会 観客数

＜基本方針・改修計画概要・施設概要＞

■基本方針

- ・下諏訪総合文化センターは、昭和63年（1988年）の竣工以来32年以上にわたって、市民の文化・交流の場として活用されてきた。しかしながら、経年による各部の劣化が進むとともに、竣工後の法改正によって是正すべき事項が発生し、更には地域の避難所として一層の防災性向上や快適性向上が必要となってきた。
- ・今回の基本設計では、これらの問題点を是正、改善するために、的確な機能性を確保しつつコストバランスのとれた計画立案を目標とする。

■改修計画概要

①大ホール・小ホール天井脱落防止計画

- ・大ホール・小ホールの客席天井は、平成26年4月に施行された国土交通省告示第771号他で規定される特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれのある天井）に該当している。そこで、大ホール・小ホールの天井を耐震補強等によって現行法令に適合させ、利用者の安全確保を図る。

【工事概要】天井改修、客席椅子改修、内装改修、天井内・天井面設備改修、等

②機械設備改修計画

- ・設備が耐用年数を超えており、大ホール客席の空調が効きにくいなど経年劣化等による機能低下や不具合が発生しているため、その改善と避難所環境としての快適性向上を図る。

【工事概要】熱源機器改修、空調機改修、ファンコイル改修、自動制御設備改修、等

③電気設備改修計画

- ・設備が耐用年数を超えており、故障や事故が発生するなど経年劣化等による機能低下や不具合が発生し、非常時の対応等が懸念される状態にあるため、その改善を図る。

【工事概要】受変電設備改修、非常用発電設備改修、仮設発電設備設置、等

④舞台機構設備改修計画

- ・経年劣化によって機能低下や不具合が発生しており、事故発生を未然に防ぐための改修が望ましい。
⇒予算超過のため今回計画では見送りとする。

⑤舞台照明設備改修計画

- ・経年劣化によって故障などの機能低下や不具合が発生し、スペックの旧態化によって利用者の要望にこたえられない状況も発生しているため、その改善を図る。【工事概要】基本的に全て更新

⑥舞台音響設備改修計画

- ・経年劣化によって故障などの機能低下や不具合が発生し、スペックの旧態化によって利用者の要望にこたえられない状況も発生しているため、その改善を図る。【工事概要】基本的に全て更新（一部既存利用）

⑦便所改修計画

- ・経年劣化が進んでおり、避難所としての快適性向上等のために、洋便器化等の改修が望ましい。

■既存施設概要

建物名	下諏訪総合文化センター	用途	文化会館
所在地	長野県諏訪郡下諏訪町4611-40	敷地面積	7,790.45㎡
竣工年	昭和63年（1988年）	建築面積	3,984.01㎡
設計者	株式会社 山下設計	延床面積	5,908.14㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	階数	地上3階 塔屋1階

・外部仕上

主要部	屋根	フッ素樹脂鋼板 瓦棒葺き
	外壁	磁器質小口タイル貼り、一部弾性複層塗材 吹付
	軒天	岩綿吸音板（t15リブ付、t12）
	建具	アルミカーテンウォール、アルミサッシ、鋼製扉

・ホール内装仕上

大ホール	通路床	コントラクトカーペット T7
	客席床	PVCタイル T2.0
	壁	コンクリート化粧打放し研り仕上（増打T50）、ケイカル板練付 T6 OSCL
	天井	PB T9+リブ付岩綿吸音板 T15、PB T12+T12 A-Emp
小ホール	床	長尺塩ビシートC T3.5
	壁	A-Emp、木毛板打込み T20(天井内)、孔明きｽﾀｰﾙ M-BE
	上部天井	木毛板 T25 A-Emp
	下部天井	ワイヤメッシュ 100x100 Φ6、下地格子 □-100x100x3.2 @2900縦横

・各種設備

電気設備	受電方式	高圧受電(架空引込+屋内キュービクル型受変電設備) 1φ200kVA 3φ400kVA		
	発電機	非常用パッケージ型低圧発電設備 120KVA 40秒起動 タンク容量90リットル(軽油)		
	蓄電池	非常照明用直流電源装置 シル型高効率放電用ペースト式鉛蓄電池108V 150Ah		
	照明方式	蛍光灯(FL)埋込下面・LED照明(調光型)	配電方式	配管+配線方式
	弱電設備	放送設備(非常用兼用)、電話+LAN(配管)、テレビ共同受信、インターネット、監視設備		
	防災設備	非常放送設備 自動火災報知設備 避雷設備		
空調設備	熱源	水熱源ヒートポンプ+熱源水水槽 173,000kcal/h×2		
	空調機	大・小ホール系統：空調機+単一ダクト、事務室・会議室：空調機+ファンコイル もみの木ホール、リハーサル室・軽体育室系統：水熱源ヒートポンプ型パッケージ		
	排煙	大・小ホール系統：機械排煙	換気	機械換気
給排水設備	給水方式	上水：受水槽+加圧給水ポンプ、雑用水：雑用水槽(ピット)+加圧給水ポンプ		
	排水方式	屋内：汚水、雑排水分流、屋外：汚水、雑排水合流		
	給湯方式	給湯ボイラー+貯湯槽(中央給湯方式)	消火設備	屋内消火栓
その他	既存舞台機構メーカー：三精テクノロジーズ(株) 既存舞台照明メーカー：(株)松村電気製作所 既存舞台音響メーカー：(株)JVCケンウッド			

資料3別紙 第1-3 (2)ア 「基本設計」での工事概算書

工事項目	基本設計概算額	備考	オプション項目	必要概算額	オプション項目	必要概算額
1. 建築改修工事						
■ホール天井脱落防止対策工事						
1) 大ホール	140,000,000	・1期工事での実施を想定				
2) 小ホール	32,000,000	・2期工事での実施を想定				
<小計>	172,000,000					
■客席椅子改修工事						
1) 大ホール (メーカー見積額×0.7)	22,700,000	・今回計画では、椅子の布地張替えを見送り	・布地張替え実施	24,500,000		
2) 小ホール (メーカー見積額×0.7)	6,500,000	・今回計画では、椅子の布地張替えを見送り	・布地張替え実施	2,900,000		
<小計>	29,200,000					
直接工事費 計	201,200,000					
共通仮設費・現場管理費・一般管理費 計	61,400,000					
1. 建築改修工事 合計	262,600,000					
2. 機械設備改修工事						
1-1) 大ホール 天井改修工事に伴う機械設備工事	22,500,000					
1-2) 小ホール 天井改修工事に伴う機械設備工事	15,500,000					
<小計>	38,000,000					
2) 熱源機器改修工事	61,000,000					
3) ホール系統空調機改修工事	66,000,000	・空調機的能力向上のため、オーバーホールではなく機器を更新				
4) 1・2階系統空調機、1階事務室・会議室系統ファンコイル改修工事	78,000,000	・コスト削減のため、部屋外部の室外機設置により冷媒管等を効率化				
5) 自動制御設備改修工事	90,000,000					
6) 1階事務室・会議室系統以外のファンコイル改修工事	46,000,000	・コスト削減のため、部屋外部の室外機設置により冷媒管等を効率化				
7) 衛生配管の更新工事	0	・今回計画では、改修を見送り	・改修実施	36,000,000		
8) トイレ改修工事 (建築・電気工事含む)	0	・今回計画では、改修を見送り	・洋便器化実施	21,500,000	・全面改修実施	74,000,000
<小計>	341,000,000					
直接工事費 計	379,000,000					
共通仮設費・現場管理費・一般管理費 計	89,800,000					
2. 機械設備改修工事 合計	468,800,000					
3. 電気設備改修工事						
1-1) 大ホール 天井改修工事に伴う電気設備工事	31,000,000	・端数調整				
1-2) 小ホール 天井改修工事に伴う電気設備工事	21,000,000	・端数調整				
<小計>	52,000,000					
2) 受変電設備改修工事	50,000,000	・コスト削減のため、メーカー再見積を採用				
3) 非常用発電設備改修工事	72,000,000	・BCP対応として、72時間運転設備で更新 (建築等の増額要素有)				
4) 監視カメラ設備改修工事	0	・今回計画では、改修を見送り	・改修実施	8,600,000		
5) 電気時計設備改修工事	0	・今回計画では、改修を見送り	・改修実施	2,100,000		
6) 仮設発電設備設置工事	700,000					
7) 無停電電源設備設置工事	200,000					
8) 照明器具LED化工事	0	・今回計画では、改修を見送り	・改修実施	44,000,000		
<小計>	122,900,000					
直接工事費 計	174,900,000					
共通仮設費・現場管理費・一般管理費 計	58,500,000					
3. 電気設備改修工事 合計	233,400,000					
4. 舞台機構設備改修工事 (機器費、工事費、諸経費等含む)		※既存メーカーの見積額を採用				
1) 大ホール (メーカー見積額×0.8)	0	・今回計画では、改修を見送り	・改修実施	168,200,000	・指摘有項目実施	71,900,000
2) 小ホール (メーカー見積額×0.8)	0	・今回計画では、改修を見送り	・改修実施	56,800,000	・指摘有項目実施	2,640,000
4. 舞台機構設備改修工事 合計	0					
5. 舞台照明設備改修工事 (機器費、工事費、諸経費等含む)		※既存メーカー以外の見積額を採用				
1) 大ホール (メーカー見積額×0.8)	183,000,000	・原則として、機器類を全面更新				
2) 小ホール (メーカー見積額×0.8)	59,000,000	・原則として、機器類を全面更新				
5. 舞台照明設備改修工事 合計	242,000,000					
6. 舞台音響設備改修工事 (機器費、工事費、諸経費等含む)		※既存メーカー以外の見積額を採用				
1) 大ホール (メーカー見積額×0.8)	46,000,000	・コスト削減のため、3点吊マイク、インカム、有線マイクは既存を再利用	・再利用を更新化	9,400,000		
2) 小ホール (メーカー見積額×0.8)	17,600,000	・コスト削減のため、3点吊マイク、インカム、有線マイクは既存を再利用	・再利用を更新化	8,700,000		
6. 舞台音響設備改修工事 合計	63,600,000					
全工事 合計	1,270,400,000					
消費税 (10%)	127,040,000					
総 計	1,397,440,000					
		【備考】・工事工期は、1期工事＝約11か月、2期工事＝約8か月、計19か月程度を想定 ・工事発注は、分離発注方式を想定				

第2 下諏訪総合文化センターの「目指す姿」について

1. 文化センターホールの設置目的

(1) 根拠例規

○「下諏訪総合文化センター条例」(昭和63年 町条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、文化センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域住民の文化の振興と福祉の増進を図るため、文化センターを設置する。

○「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年 法律第49号)

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施

策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(劇場、音楽堂等の事業)

第3条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第4条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第7条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

【参考】

●「地方自治法」(昭和22年 法律第67号)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

●「文化芸術基本法」(平成13年 法律第148号)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(2) 設置目的

○ 下諏訪総合文化センター概要パンフレット

・ キャッチフレーズ

「ここは、心のオアシス。誘う感動があり、夢みるロマンがある。やさしくつつむ^{うた}詩がある。」
 「文化のかおり高く、コミュニケーションの輪がひろがる。」
 「山を仰ぎ、湖に憩うとき、人々の声はやまびことなり、その姿は水面に映る。」
 「その夜、笑顔があふれ、ふれあいと語らいのひとときが過ぎる。」

・ 町長「ごあいさつ」

うるおいと安らぎのある生活—これが21世紀に向けてのテーマです。

高度化、多様化する社会のなかで人々は自然とのふれあいや、芸術・文化・スポーツなどを通

してより暮らしを高め、深めていきたいと希求しています。

ここに関係の皆様のご理解、御協力により完成しました下諏訪総合文化センターは、公民館や勤労青少年ホームの機能を合わせ持ち、単に芸術・文化を享受するだけでなく、生涯学習の拠点、文化を創造する場として、また人々とのふれあいを大切にするコミュニティハウスとして大きな期待がかけられています。

多くの人々が行き交う門前町、文化の発着する宿場町として、諏訪ルネッサンスがいま甦ります。

この総合文化センターが心のハーモニーを育み、次代につながる懸け橋となって、末長く利用されることを心から願います。 下諏訪町長 高木清允

2. 建設経過

S53.3 策定 「町総合計画」(第二次改訂版/計画期間 S56~60 年度)の社会教育の施策において「町民会館、公民館等社会教育施設の建設」を記載。

S59 年度 買収した役場庁舎北側の約 7,780 m²を文化センター建設用地とするが、財政事情から建設を見送る。

S60 年度 「町総合計画」(第三次改訂版/計画期間 S61~65 年度)における基本構想策定のための町民アンケート調査を実施。町にある施設のうち(予定を含む)、今後特に充実してほしい施設の項目(25 項目)中、32.6%の方が町民会館(総合文化センター)を選択。

S60.7 県「文化公園整備補助事業」(一圏域当たり 10 億円補助)に対し、諏訪圏域では協議をするが条件整備が難しくまとまらない状況の中、構成 6 市町村から計画案を出し合い検討。

→ 当町は「文化公園施設建設事業」として、博物館(1,700 m²/赤彦記念館・博物館)と文化公園(4,000 m²/都市公園)の建設に概算事業費 5 億 5,500 万円を提出

S61.2.5 諏訪広域圏連合理事会において、諏訪圏域における位置を下諏訪町と原村に選定すると決定

S61.2.6 選定箇所決定を県に報告。次のような指摘等があった。

→ 同圏域で 2 か所の事業化は例がないが了承する。

単独市町村立的なものではなく、あくまでも圏域 20 万人の施設とする。

1 箇所 10 億円以上の事業費となるよう再編成願いたい。

原村と距離的ハンディがあるので、事業の連携付けを行う。

S61.2.7 県の指摘を受け、また原村の文化公園(ハヶ岳自然文化園)との整合を図る必要性から、懸案事項であった総合文化センターの建設を申請することを決定し、町議会全協を緊急開催し議員に説明、了承を得る。

S61.3 策定 「町総合計画」(第三次改訂版/計画期間 S61~65 年度)の社会教育の施策において「総合文化センターの建設」を記載。

S61.10.27 文化公園設計(コンペ方式)第 1 回審査会の開催及び現地案内を実施

「文化公園整備計画(案)」(S61.10 諏訪地域広域市町村圏事務組合)

(1) はじめに

諏訪地域広域市町村圏は、雄大な自然を背景に明治以来他地域に先駆けて製糸工業に進出、戦後も精密機器、そして現代のハイテク産業へとつねにわが国の輸出先端産業をリードし、近代国家日本の高い技術力を世界に印象づける役割を果たしてきました。

それと同時に人々は教育・文化への投資を惜まず、その伝統によって本圏域を文化的先進地域として知名度を高めてまいりました。本圏域の産業がこれら圏域住民の勤勉さと教育水準に支えられて発展してきたことは言うまでもありません。

しかしながら、圏域住民の文化生活の基盤となるべき文化施設は、未だ十分満足すべき状態とはいえ、圏域住民の知的関心を満たしてくれるような文化・芸術にふれるためには他地域まで足を伸ばさざるを得ないというのが実情であります。

先に広域組合で圏域住民を対象に基本計画に基づくアンケートを実施したところ、本圏域の若者の考え方は大都市志向型から地方都市定住型へと変化を見せ始めています。一人っ子の増加、大都市の住環境・通勤環境の悪化とそれに伴う相対的な地方都市の充実、高速交通網の拡大による地方都市の近距離化といった点からも、この傾向には一層拍車がかかるものと予想されます。また一般住民からも、日常生活

におけるふれあいと交流、情報交換の場が強く求められています。こういった現状を踏まえ将来を見据えた長期的な文化政策が早急に望まれます。

余暇をいかに利用し、いかにして人々の精神面での充実をはかり、またその知的需要を満たすかは今日の課題となってきております。こうした社会情勢の中で、日本有数の先端産業地帯であり、豊富な自然に恵まれた諏訪広域市町村圏の最も望ましい生活環境は、都市生活と自然との融合したライフスタイルであり、そのための文化・スポーツ・レクリエーション機能を備えた施設群を、圏域住民の利用しやすい形態で有機的に機能させるよう、計画することが必要であると考えます。

以上の観点から、諏訪広域市町村圏の地域特性を活かした文化公園整備計画を策定いたしました。

(2) 文化公園の位置づけ

諏訪広域市町村圏の地形的地理的特徴は、日本の中央に位置する諏訪湖とその周辺に発展してきた都市部、そして雄大な八ヶ岳とその山麓のリゾート地帯という大きく分けて二つの要素に集約されます。

人の集積するウォーターフロント（水辺）と大自然に囲まれた野生の動植物がそのまま生活する山。海彦山彦の伝説をみるまでもなく、われわれが本来的に水辺に住まいした人々と山辺に住まいした人々との混血であるかぎり、この二つはどちらも古代のわれわれの祖先のふるさとであり、本能的な郷愁を感じさせてくれるゾーンであります。

また現代人の文化生活を見る時、より日常生活に近いエリアでの社会的な文化活動と、一旦生活現場を離れ“個”として自然に回帰する形でのカタルシス（＝精神的浄化作用）を求める文化活動の二つの要素に分けることができます。

この二つの要素をさらに時間という観点から見ていきますと、前者はウィークデイの、後者はウィークエンドの文化活動ということができ、そのいずれが欠けても人の知的要求を満たしてくれないと考えます。本圏域における文化公園を計画するにあたり

① 都市型、日常型、平日型文化活動の拠点として

人口集積度の高い平地の諏訪湖畔に

教養を高め、知的刺激を満たす

総合文化センターを

② 郊外型、非日常型、週末型文化活動の拠点として

大自然により近い高原の八ヶ岳山麓に

健康とスポーツの里として

八ヶ岳自然文化園を

というように位置付けました。

この二箇所はそれぞれの特性を活かした機能を有し、本圏域住民のトータルなニーズを満たすべく有機的に結びつけるとともに、両地とも石器・縄文時代の遺跡に見られるように、歴史的・文化的にも圏域を代表する共通点を持っていることなどから、相互に補完しあう機能を持たせたいと考えます。

下諏訪町は、中山道・甲州街道が交わる宿場町として、また全国に一万余の分社・末社を持つ諏訪神社の総本社がある門前町として古くから栄え多くの旅人を介し京都や江戸そして全国の生活・文化を吸収しながら、また一方で独自の文化を築き上げてきました。こうした土壌の中で新たなものへの志向も根強く交通至便で行政に近い立地基盤を加え、十分な下地がすでにあるといえます。

また原村は、八ヶ岳山麓の風光明媚な恵まれた自然環境のもとで、ペンション村、美術館をはじめとして、独自性を持った産業・文化の発展に努めてきており、近年は都会からの利用者も多くその知名度は全国的なものとなってきているなど、実績と公園の環境という基盤が既に形作られています。

以上を総合し両地とも本計画の最適地であると判断されます。

<中略>

(4) 総合文化センターについて

① 基本的な考え方

より多くの広域圏住民の利用が図れるよう、特色のある、名より実を重視した複合的総合的な施設内容とする。

自然とのふれあいといった要素は八ヶ岳自然文化園に譲り、むしろ市街地に立地するメリットを生かした、日常的かつ恒常的な利用の可能な施設とする。

② 建設場所

広域利用に十分応えられるための交通の便、また公共利用を満たすための都市性、既存設備との複合利用が図れる集中性に鑑み、下諏訪町役場北側 7,780 m²の敷地に建設する。

<後略>

S62. 2.12 「文化公園設計競技審査会」において、(株)山下設計の作品を入選作品として決定。

昭和62年2月17日

諏訪地方広域市町村圏事務組合
組合長 笠原俊一 殿

文化公園設計競技審査会		
審査委員長	下諏訪町長	高木清允
審査副委員長	原村長	菊池八五郎
審査委員	県諏訪地方事務所長	木下茂人
審査委員	岡谷市長	林泰章
審査委員	諏訪市長	笠原俊一
審査委員	茅野市長	原田文也
審査委員	富士見町長	三井春富
審査委員	諏訪地域広域市町村圏事務組合議会議長	薩摩光三
審査委員	下諏訪町総務課長	山崎正彦
審査委員	原村総務課長	阿部克人

文化公園 設計競技審査結果について（報告）

このことについて、本審査会は慎重な審査の結果、総合文化センターについては「(株)山下設計」の作品を、また、八ヶ岳自然文化園については「(株)山下設計」の作品を入選作品に決定したので報告いたします。

なお、審査の経過、意見等は別添のとおりであります。

1. 審査経過

審査は、4回にわたって開催し、慎重な審査の結果、昭和62年2月12日の最終審査会において、総合文化センター及び八ヶ岳自然文化園について、入選作品それぞれ各1点を決定した。

その間、設計競技参加者から作品に係わるヒアリングを行い、内容の理解を深めるとともに、下諏訪町及び原村においては作品についての独自審査を行った。

審査経過は次のとおりである。

第1回審査会

日 時 昭和61年10月27日 午前11時から
場 所 下諏訪町役場
審査内容 1. 正副審査委員長の選出
2. 文化公園整備計画の審議
3. 設計競技要領の検討
4. 審査方針の協議
5. 審査日程の協議

同日、設計競技参加者に対する説明会と現地案内を実施した。

第2回審査会

日 時 昭和62年1月21日 午前9時30分から
場 所 湖泉荘
審査内容 1. ヒアリング日程の協議
2. ヒアリング審査の協議

同日、午前10時から午後3時10分まで約5時間10分かけて設計競技参加者から作品にかかわるヒアリングを受けた。

第3回審査会

日 時 昭和62年1月21日 午後3時10分から
場 所 湖泉荘
審査内容 1. ヒアリング結果の協議

2. 今後の進め方の協議
3. 応募作品 12 点の審査

第4回審査会

日 時	昭和 62 年 2 月 12 日	午後 1 時 30 分から
場 所	湖泉荘	
審査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応募作品 12 点の審査 2. 入選作品各 1 点の選出 3. 入選作品に対する審査会の要望事項の審議 4. 審査報告書の作成 5. 入選作品の決定 	

本設計競技は、諏訪地域広域市町村圏事務組合が指名した 6 社による指名設計競技である。
6 社とも総合文化センター及び八ヶ岳自然文化園の両作品について協議参加をしたものである。

前述のように第 1 回審査会終了後ただちに競技参加者に対し、文化公園整備計画の内容及び設計競技要領の説明を行うとともに、現地案内を行った。

第 2 回審査会は、当日行われるヒアリングに対する審査会としての説明手順等について協議し、また、下諏訪町・原村から要望のあったオブザーバーについてはこれを各 5 名以内で出席を認めることとした。

第 2 回審査会后ヒアリングが行われたが、応募作品は総合文化センターが 6 社で 6 点、八ヶ岳自然文化園が同じく 6 社で 6 点、計 6 社で 12 点あり、いずれも設計競技応募要領の条件を満足しているものと認定され、審査の対象にすることになった。

第 3 回審査会は、ヒアリングの終了後ただちに開催されたが、建設、管理運営を行なう下諏訪町（総合文化センター）原村（八ヶ岳自然文化園）から町・村でそれぞれ作品を持ち帰って審査をしたいという要望があり、審査会としてはこれを認めることとした。

なお、各審査委員から各作品に対する審査結果の提出を求め、第 4 回の最終審査会での入選作品の検討資料とすることにした。

第 4 回審査会は、総合文化センターの作品 6 点、八ヶ岳自然文化園の作品 6 点について、先ず総合文化センターから討議方式による審査を進め、その結果「(株)山下設計」の作品を入選候補とし、さらに八ヶ岳自然文化園についても同様な討議方式による審査を進めた結果「(株)山下設計」の作品を入選候補とし、後述する審査会の要望事項を付して前述の入選候補作品を入選作品と決定したものである。

なお、入選作品の審査に際しては、当日の審査委員の意見は勿論、審査結果表及び総合文化センターに係わる下諏訪町、並びに八ヶ岳自然文化園に係わる原村からの要望事項も十分理解して討議決定されたものである。

2. 審査結果

審査委員による慎重審査の結果、次の応募作品を入選とした。

入選 総合文化センター (株)山下設計
八ヶ岳自然文化園 (株)山下設計

3. 審査講評

(1) 総評

本設計競技の審査の目的は、県の文化公園構想に基づき策定された、下諏訪町に建設される総合文化センター及び、原村に建設される八ヶ岳自然文化園についての、文化公園整備計画の基本構想理念を十分理解し、同基本構想の内容である所要スペース、規模、構造、設備等の諸条件と、両公園の整合性を満足するものであって、かつ教養を高め、知的刺激を満たす総合文化センター、また健康と科学とスポーツの里としての八ヶ岳自然文化園を建設し、将来の公共施設地区としての環境造成にも適する質の高い建築構造物の応募案を、各 1 点選出することにあつた。

応募各案は、短い設計期間にもかかわらず、上記の諸点について、それぞれ個性ある主張を提示しており、また多くの作品は、この設計競技に求めた、広域事務組合当局及び将来管理運営を行なう、下諏訪町及び原村の期待に十分応えるものであつた。

審査の最終で残った、2～3 点については計画の評価が高かったが、総合文化センターについては「(株)山下設計」の作品が、また、八ヶ岳自然文化園については「(株)山下設計」の作品を卓越せる計

画として入選作品に選出した。

審査会は、入選作品の基本計画を高く評価するものであるが、本計画がより高揚されて実施されることを期待して、若干の要望事項を付すことにした。

審査会の要望事項に対しては、入選者は誠実に修正されることを望むものである。

最後に、他の各案もそれぞれに優れた計画を提案されたことに対し、審査会として敬意を表するものである。

<中略>

4. 要望事項

総合文化センター

- ・ 本審査会は基本計画の高揚を期待し、次の要望を付する。
- (1) 周辺施設の相互の活用等留意され、総合文化センターがより一層充実したものになるよう考慮されたい。
- (2) 21世紀に向けての文化の殿堂として近代的な資材・機器を投入されたい。
- (3) 寒冷地対策、省エネ対策、身障者対策等十分な対応をされたい。
- (4) 利便性・管理性など考えた各客の配置等町当局と十分協議されたい。
- (5) 各種催し物等重なることが考えられるので駐車場、駐輪場の確保を検討されたい。
- (6) 緑を大切にしたい施設、周辺整備を図られたい。

<後略>

S62.3. 「下諏訪総合文化センター設計図」

「下諏訪総合文化センター設計図」(S62.3 株式会社山下設計)

≪設計の基本方針≫

基本方針、実施設計の着手にあたって、設計競技での提案をふまえつつ次の四本柱を基本方針とします。

1. 下諏訪ならではの特徴ある施設
御柱をモチーフとした、「モミの木モール」及び諏訪湖への軸線を意識したメインエントランス、屋根の構成など下諏訪という立地にふさわしい建築とします。
2. 親しみやすい施設
施設配置のわかり易さ、使い良さに留意し、利用者の便をはかる一方、敷地周辺への影響（日影、威圧感）の軽減に努め、地域住民に未長く親しまれる建築とします。
3. 維持・管理がしやすく、安全性の高い施設
建築計画、設備計画の整合性の中で省エネルギー、省人化の手法によりイニシャルコスト、ランニングコストの低減を計ります。また、不特定多数の利用を考慮し、細部にまで安全性の高い施設とし、お年寄りや子供も安心して利用できる施設とします。
4. 高品位の各部計画
全体のコストバランスに留意しながら、高品位の各部計画を心掛けます。特に、総合文化センターの目玉となる大ホールは、音楽主目的ホールにふさわしい音響性能、内装のグレードを確保します。また、「モミの木モール」、エントランスロビーではセンターの顔にふさわしい意匠計画を心掛けます。

H 1.3.29 下諏訪総合文化センター落成記念式典挙行

落成記念式典次第

1. 式 辞 高木清允町長

「本日茲に下諏訪総合文化センターの落成式を挙行するにあたり、一言式辞を申し上げます。来賓各位におかれましては、年度来のご多用中にもかかわらず、ご来臨の栄を賜り厚く御礼申し上げます。

時恰も昭和から平成へと移り変わり、また二十一世紀も目前に迫る今、心の時代と言われ、より

ゆとりを持った生活が求められております。こうした状況下にあつて文化の殿堂として待望久しかった下諏訪総合文化センターは、県当局並びに諏訪広域圏の深いご理解のもと、県の文化公園施設整備事業として建設を進めてまいり、ここに立派に完成をいたしました。茲に落成式を挙行できますことを地域の皆様と共に深く喜びとするところであります。

この総合文化センターは七百人収容のやまびこホール、参百人収容のあすなろホールを中心に、公民館、勤労青少年ホームの機能を兼ね備えた複合施設であり、廿一世紀を展望する中で、最新の設備を備え、芸術文化活動の拠点として必ずやその期待に添えるものと確信しております。

ご承知のように、諏訪地方には長い歴史を積み重ねて特色ある文化が培われてきております。今後もこのすばらしい文化の奨励育成に努め、次代に継承して行くことが私たちの責務であると考えます。下諏訪総合文化センター建設にあたりご尽力、ご支援いただきました県当局、諏訪広域圏、町議会、地域住民の皆さまはじめ工事関係者並びに関係の皆様に対しまして深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第であります。

終わりに、この下諏訪総合文化センターが地元及び諏訪広域圏の皆様により親しまれ益々発展することを記念いたし、式辞といたします。 平成元年三月二十九日 下諏訪町長 高木清允

2. 挨拶 笠原俊一事務組合長

「下諏訪町、総合文化センターの落成に当たり、諏訪地域広域市町村圏事務組合を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

県勢発展第二次五か年計画の目玉事業として位置づけられた県内十広域圏への文化公園整備事業については、諏訪圏域としても地域文化の振興を図る活動拠点の確保という観点から、長年にわたって検討を進めて参りました。諏訪圏では当時、圏域内の山沿いから山間地を縦貫するサイクリングロードを構想し、この計画の協議を重ねておりました。

しかし、サイクリングロードは圏域の核的機能に乏しく、地形的にも物理的にも困難が多いことから、計画断念の止むなきに至ったのであります。

その後、構成六市町村から文化会館や博物館、クアハウスなどを核とする六つの文化公園計画案がだされ、広域圏としてこの調整をどのように図るかが大きな課題となりました。ご承知のとおり、諏訪広域圏は六つの市町村がともどもに手を携え、一致協力して圏域の発展のため連携している行政機構であります。同時に広域の発展は六市町村個々の発展につながるものでなければなりません。その意味で、この調整は諏訪広域にとっては大変難問題でありましたが、幸い岡谷、茅野、諏訪の三市と富士見町のご協力のほか、県当局の深いご理解をいただいで解決に至りました。昭和六十一年二月のことだったと思いますが、広域圏の理事者会議で下諏訪町と原村の二か所に文化公園を建設するという最終決定をみたのであります。

この結果、先ず下諏訪総合文化センターがこのように立派に完成し、本日の落成式典を迎えたわけでありまして、高木町長さんをはじめ町議会の皆さん、更には関係各位の今日までのご尽力に深甚なる敬意を表する次第であります。また吉村知事さんをはじめ県当局のご支援、ご協力に改めて感謝を申し上げ御礼を申し述べたいと存じます。

終わりに、下諏訪総合文化センターが地域文化振興の殿堂として町民の皆さんはもとより広く郡市民の方々にも利用され、諏訪圏文化の向上に大きな役割を果たされますことをご期待申し上げ、本日の落成を心からお祝い申し上げます。甚だ簡単ではございますがご挨拶といたします。 平成元年三月二十九日 諏訪地域広域市町村圏事務組合 組合長 笠原俊一

3. 挨拶 市川一雄議長

「時あたかも、平成元年という新たな出発の年に当たり、久しく町民期待の下諏訪総合文化センターの完成を見たことは、誠に喜びにたえません。県御当局並びに広域市町村圏に関係する多くの皆様のご協力を頂き、この立派な施設が完成したことに、心から感謝申し上げます。

もとより、この地方は古くから文化の開けた地であります。遠くは黒曜石文化に始まって、古代諏訪の国の繁栄があり、中世には諏訪祭政体を中心とする政治的、文化的隆盛が見られました。また近世には中山道による文化の盛んな交流があつて、これが明治以降の製糸業、さらには、戦後の精密工業の発展へとつながり、文化的にも、各分野にわたつて豊かな土壌が育まれて参りました。私たち住民はこうした文化的遺産を受け継ぎ、更にこれを高め、発展させて行きたいと希[イ初]っています。その拠り所として、この総合文化センターが建設されました。美しい建築デザインはもとより、文化性を更に豊かなものにし、その機能性に於いて、期して待つべきものがあると存じます。

ここを文化の殿堂として、高度に活用し、この地方の文化振興の拠点とする共に、新しい地域造りに生かしていくよう努める事が、私達住民の責務であらうと思ひます。時代は二十一世紀へと向か

ってさらに成熟の度を加えていきます。この総合文化センターが新しい地方の時代、創造のステージとなることを期待したいと存じます。

今日ここにお集まりの皆様のご支援を得て、この施設が立派に歩き始めますよう、ご声援をお送り下さいますことをお願い申し上げ、下諏訪町議会を代表してのご挨拶といたします。 平成元年三月二十九日 下諏訪町議会 議長 市川一雄」

4. 経過報告

「下諏訪総合文化センターの建設経過について、ご報告申し上げます。

町におきましては、昭和六十年の第三次下諏訪町総合計画において、住民の強い要望がある文化センター建設を掲げて、その実現に向け準備を進めていたところであります。

折しも、県の文化公園施設整備補助事業について、諏訪広域圏においても検討協議が進められ、県の特別のご配慮と諏訪地方広域市町村のご理解により、昭和六十一年二月、下諏訪町の総合文化センターと原村のハヶ岳自然文化園に決定をいただきました。これを受け、昭和六十一年九月、設計六社による設計競技を実施、昭和六十二年二月、株式会社山下設計の作品に決定いたし、八月に実施設計を完了しました。直ちに建築工事を始め、各設備工事の入札を経て、工事の契約に関する議案を臨時議会に上程、議決を願い、昭和六十二年九月に着工いたしました。

建築主体工事を担当した前田・岡谷建設共同企業体をはじめ、本日ご臨席の各設備工事会社の皆様の多大なご努力をいただき、建設を進めてまいりました。時恰も貿易不均衡、内需拡大の影響で資材の高騰や作業員不足が生じ、非常に厳しい状況のなかでの建設となりましたが、責任感と熱意をもって難局を切り抜けられ、一年四か月の歳月と拾九億五千万円の総事業費をもって完成いたしました。

この外、施設備品につきましては、各種団体、事業所、個人など各方面から多大なるご援助を賜り、より充実した品々が備えられ、まさに文化の殿堂に相応しいものとなりました。

終わりに、この総合文化センター建設にあたり、多大なご指導、ご協力を賜りました皆さま方に対しまして、心から敬意と感謝を申しあげまして、経過報告とさせていただきます。」

<後略>